

理事者室から

多忙ですが、 充実した毎日です。

副会長 山田 正記 (39 期)

主な担当業務

広報、広報室、司法改革、国際、会務活動、
弁護士研修、弁護士任官、非弁、高齢者・
障害者、外国人、住宅紛争審査、夏期合
同研究、弁政連



1 理事者の職務は、事前に聞かされた以上にハードなものであるというのが実感です。私は、就任以来、担当する委員会等の規則改正にいくつか携わりました。常議員会での議決を得るまでには、関係する委員会とはもとより、東弁の調査室、それに日弁連の調査室との調整も必要です。常議員会の日程をにらみながら調整を進めなければなりません。常議員会では、いつも活発な議論がなされていますが、無事承認を受けると肩の荷がおります。

2 私の担当の中から、現在取り組んでいることをいくつか紹介します。

(1) 広報活動については、前年度常議員会で承認された「当会の広報活動に関する提言（いわゆる3年ペーパー）」に基づき、できる限り早期に実現を図ることをめざしています。これまで弁護士会は、対外的な広報活動に消極的な傾向がありました。しかし、市民のための司法を標榜し、司法制度改革を推進しているにもかかわらず、未だに弁護士は敷居が高い、弁護士は訴訟になった時に頼むものだといった多くの市民の声が聞こえてきます。このような状態を改善するために、当会のウェブサイトをより市民に使い勝手が良く、アクセスをしやすいするために、現在リニューアルを進めています。

(2) 会務活動の義務化は、弁護士自治を支える重要な制度ですが、この制度導入の契機の一つとなった国選弁護人及び法律相談担当者の確保の要請は、弁護士人口の増加によりすでに解消されています。

しかし、弁護士自治の根幹をなす委員会活動は無報酬であり、会務活動の義務化を廃止すると、一部の献身的な会員のみが参加する低調な委員会活動に逆戻りする懸念があり、存置の必要性は高いと思わ

れます。

ところで、会務活動については、会規上、対象活動とみなし活動が限定列举されていますが、そこに掲げられている活動と共通性が高い活動にもかかわらず非該当とされているものがいくつもあり、公平性の観点からも問題点が指摘されています。弁護士会に期待される社会的使命、役割は大きくなっており、どこまでを会務活動として認めるべきか意見の分かれるところです。これについて、会規の改正を図るべく検討を加えているところです。

(3) また、「東京23区における地域司法計画（第2次計画）」でも指摘されていることですが、多くの区法律相談については、地区法曹会という任意団体が存在し、地域住民に対する法的サービスを一手に引き受けています。しかし、相談者からの事件を直接受任することを禁じている場合がほとんどであり、司法制度改革の理念である司法アクセスの充実のためには、区法律相談において直接受任を認めることにより、利用者にワンストップサービスを提供できるような制度設計が必要です。今年度理事者は、手分けして、23区法律相談担当者面談して、法律相談の実態調査を実施しました。それらをふまえて今後どのようにシステムを構築していくか大きな課題です。

3 以上、課題は山積していますが、若旅会長は、細かいことには余り口を出さず、重要課題には、自分の意思を明確にして議論に参加し、まとめていくので心強く思っています。そして、事務局の職員及び嘱託弁護士は、優秀な人材がそろっており、当会の円滑な運営に欠くべからざる存在であることを日々実感しています。以上多忙ですが、充実した日々を送っています。